

## 1.安全標語表彰式、安全講習会を開催!!

今年度、労働災害防止に係る標語募集を行ったところ、99作品の応募がありました。厳正な選考の結果、次の5作品が表彰されました。

### ★ 最優秀賞

・喜多方建設事務所 湯田 博文 氏



**き**…気を付けて!  
**た**…多分大丈夫だろうは厳禁  
**か**…確認して!  
**た**…大切な人の命を守るため



### ● 優秀賞

・株式会社相模 竹田 節子 氏

『やってはならぬ』未確認発進 『やらねばならぬ』安全確認

・渡部産業株式会社 佐藤 秀樹 氏

**こ、ぼ、う、し** こ…声かけて **ぼ**…防災意識、高めたら  
**う**…受け取る笑顔 **し**…しっかりと

### ● 特別賞

・明誠建設株式会社社会津支店 小山 満行 氏

赤べこも 上下首振り守る 架線確認、足元注意。

・株式会社高橋建設 佐藤 美保 氏

言ったはず、やったつもりを、再確認!



受賞者の皆様、  
おめでとうございます

**最優秀賞の作品は、令和4年度の安全スローガンとして採用します!!**

また、当日の講演では、喜多方労働基準監督署の佐藤労働基準監督官から、労働災害の発生状況や福島冬季転倒災害防止運動等について、労働安全衛生コンサルタントの湯田氏からは、安全作業5原則等について講演を頂きました。

【佐藤労働基準監督官より】

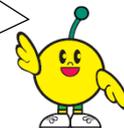
- 福島労働局管内の建設業における労働災害事故の割合は、全体の17%に達し、高い水準を維持。
- 建設業の事故は昨年同期に対し、16%の増。
- 令和3年12月1日～令和4年2月28日に渡り、福島冬季転倒災害防止運動を実施中。

【湯田氏より】

- 安全作業5原則の遵守。

- ①不安全行動を黙認しない。 ④変だと思ったら声を出す。
- ②不安全状態を放置しない。 ⑤勝手にやらない、やらせない。
- ③約束破りを許さない。

当日欠席したなどで、講演資料が無い方は事務局迄ご連絡下さい。



**県内では、例年以上に建設業の労働災害事故が多く発生しています。講演の内容を会社内で周知徹底を図り、事故発生の防止に努めましょう。**

## 2.労働災害事故等を起こすと、どうなるか？

工事現場における労働災害事故や公衆災害事故は重大な事案です。

県発注工事では、**これらの事故が発生した場合は、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」第2条に基づき、知事が事故を起こした会社に対し、期間を定め入札への参加を制限することがあります。**

条件付一般競争入札の場合は、入札の開札日から落札者決定までの間に、入札参加制限を受けると入札に参加出来ません。

入札参加制限の期間は事故の程度により変わります。

労働災害事故（工事関係者事故）の場合の

入札参加資格制限措置要綱の運用における措置基準と運用期間

事故の程度	安全管理が	
	不適切	著しく不適切
死亡（複数）	2か月	4か月
死亡（1人）	1か月	2か月
負傷程度Ⅱ	3週間	1ヶ月2週間
負傷程度Ⅰ	2週間	1か月

負傷程度Ⅰ：全治1か月以上3か月未満又は入院2週間以上3か月未満の

医師の診断を受けた場合。

負傷程度Ⅱ：全治3か月以上の医師の診断を受けた場合。

重大な過失や公衆災害事故の場合は、更に長くなります。

**入札に参加出来ない＝工事を請け負えないと云うことになり、会社経営に大きな影響を及ぼします。**

下請け作業員の事故でも元請けが入札参加制限を受けます。このことについて、現場作業員全ての方に認識して頂くよう、お願いいたします。



要綱及び運用は、  
県庁入札監理課HPに掲載されています。

## 3.作業主任者の選任について

湯田氏の講演の中でも話がありましたが、改めて「作業主任者」は誰が選任するのかについて、説明します。

「作業主任者」は労働災害衛生法第14条により、「事業者」が選任します。

「事業者」とは、労働安全衛生法第2条3項より「事業を行うもので、労働者を使用するもの」であり、「労働者」とは労働基準法第9条より「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」とされています。

つまり、労働者へ給与を支払っている者が事業者となり、その事業者から作業主任者が選任されます。これを工事現場に照らし合わせると、

元請け業者の労働者が作業を行う場合は、元請け業者が事業者であり作業主任者を選任します。

下請け業者の労働者が作業を行う場合は、下請け業者が事業者であり作業主任者を選任することになります。

**下請け業者の労働者が作業を行うのに、元請け業者が作業主任者を選任すると、労働安全衛生法違反となりますので、注意願います。**